

\ 当薬局の調剤基本料について /



当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。
ご不明な点がございましたら、
スタッフまでお問い合わせください。

調剤基本料 1 —————> 47点

地域支援・医薬品供給体制加算3 ———> 67点

連携強化加算 ————— 5点

月1回

電子的調剤情報連携体制整備加算— 8点

処方せん受付回数が月2,000回以下で、同一グループ薬局の処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。地方厚生局長に報告しています。

タンジョー薬局